

IV 地域福祉課の事業概要

地域福祉課は、児童福祉、母子父子寡婦福祉、高齢者福祉、障害者福祉、配偶者暴力相談支援事業、戦傷病者の援護、児童手当事務指導監査、中核地域生活支援センター連絡調整会議等の社会福祉事業を担当し、住民に対し、より効果的な福祉サービスを推進するため、所内の各課と協力し管内の市及び関係機関と連携を図りながら事業を推進している。

1 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市の区域に配置されている委員の委嘱・解嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

表1－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

市町村	定 数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和 3 年度	590	516	55	571	161	410
令和 4 年度	592	506	54	560	157	403
令和 5 年度	592	505	56	561	155	406
習志野市	206	176	24	200	61	139
八千代市	229	189	20	209	56	153
鎌ヶ谷市	157	140	12	152	38	114

(2) 児童福祉

重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を育てている父(母)に支給される特別児童扶養手当の支給に関する認定事務を行っている。

イ 特別児童扶養手当

心身に重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を監護している父、母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表1-(2)-イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位:人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
令和 3 年度	1,351	237	102	467	583	18	2	722	687
令和 4 年度	1,403	198	110	540	587	26	0	764	697
令和 5 年度	1,390	197	100	538	583	32	0	767	683
船橋市	765	110	55	300	304	25	0	435	359
習志野市	216	30	19	88	87	0	0	118	106
八千代市	274	38	14	99	137	4	0	141	151
鎌ヶ谷市	135	19	12	51	55	3	0	73	67

(注)1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子・父子・寡婦福祉資金の審査・貸付に関する事務及び母子・父子自立支援員による母子家庭・父子家庭・寡婦の生活一般の相談指導等を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表1-(3)-ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位:千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和3年度	—	—	13,248	46	293	—	—	250	—	—	958	—
令和4年度	—	—	13,784	—	—	—	—	—	—	—	910	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
習志野市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八千代市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鎌ヶ谷市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表1-(3)-イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位:千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和3年度	3,030	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
習志野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八千代市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鎌ヶ谷市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 高齢者福祉

満百歳者に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表1-(4)-ア 百歳者

(単位:人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和3年度	89	9	80
令和4年度	105	15	90
令和5年度	104	11	93
習志野市	41	2	39
八千代市	42	5	37
鎌ヶ谷市	21	4	17

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表1-(4)-イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和3年度	8	432,400
令和4年度	10	408,900
令和5年度	9	418,300

(5)障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1-(5)-ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数 (人)	補助金額(円)	件数 (人)	補助金額(円)
令和3年度	372	17,795,175	0	0
令和4年度	372	18,119,225	0	0
令和5年度	373	18,461,650	0	0
習志野市	131	6,498,700	0	0
八千代市	147	7,214,100	0	0
鎌ケ谷市	95	4,748,850	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表1-(5)-イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
令和3年度	0	-	0
令和4年度	0	-	0
令和5年度	6	入浴担架他5	94,350
習志野市	0	-	0
八千代市	0	-	0
鎌ヶ谷市	6	入浴担架他5	94,350

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人への差別に関する相談業務及び県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

表1-(5)-ウ 障害者差別相談状況 (単位:件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳							再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談				
	実件数	活動件数							実件数	活動件数			
令和３年度	14	70	37	1	4	28	1	4	5	24	22	265	
令和４年度	6	88	48	1	2	32	0	5	0	0	25	154	
令和５年度	6	85	42	1	5	23	5	9	0	0	28	187	

エ 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、地域相談員として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし、相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

表1-(5)-エ 地域相談員委嘱状況 (単位:人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和3年度	11	6	8	25	9	16
令和4年度	12	6	8	26	10	16
令和5年度	11	6	9	26	10	16
習志野市	5	3	2	10	4	6
八千代市	2	2	4	8	3	5
鎌ヶ谷市	4	1	3	8	3	5

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の障害に関する知識・理解を深めるとともに、地域相談員間や関係機関との情報交換を通じて、連携した相談活動を展開するネットワークづくりを進めることを目的として、毎年1回研修会を実施している。

表1-(5)-オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参 加 者	内 容
令和6年 2月27日	地域相談員 鎌ヶ谷市職員 中核地域生活支援セ ンターまるっと	1 講演 「千葉県条例と障害者差別解消法について」 2 意見交換

(6)配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づいて、DV被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表1-(6)配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区 分 年 度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総 数	うち DV	うちス トーカー 行為等	うち内 閣府報 告分	総 数	うち DV	うちス トーカー 行為等	うち内 閣府報 告分	総 数	うち DV	うちス トーカー 行為等	うち内 閣府報 告分	総 数	うち DV	うちス トーカー 行為等	うち内 閣府報 告分
令和3年度	184	142	1	141	32	32	0	32	152	110	1	109	0	0	0	0
令和4年度	230	178	0	178	33	33	0	33	197	145	0	145	0	0	0	0
令和5年度	216	146	0	70	27	27	0	1	189	119	0	69	0	0	0	0
区 分 年 度	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数									
							総数	通報								
令和3年度	2		1		41		1	0								
令和4年度	1		3		43		7	1								
令和5年度	1		6		26		2	1								

(7)戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、戦傷病者特別援護法第 9 条に規定された援護に係る事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の支給と修理に関する事務や戦傷病者乗車券引換証(変更)の交付事務を行っている。

表1-(7)-ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位:件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交付
令和3年度	13	0	0	0
令和4年度	13	1	0	0
令和5年度	13	0	0	0
千葉市	8	0	0	0
船橋市	1	0	0	0
習志野市	1	0	0	0
八千代市	3	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ必要な指導、助言を行う戦没者遺族相談員を嘱託している。

表1-(7)-イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位:人)

市町村	千葉市	習志野市 八千代市	船橋市 鎌ヶ谷市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	0	0	0	0

(8) 児童手当事務指導監査

「児童手当法」に基づき、児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため管内市区の指導監査を行っている。

表1-(8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
千葉市 (本庁及び 6 区)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	-	令和 6 年 2 月 16 日、 21 日、22 日、26 日、27 日、28 日、 29 日
船橋市		令和 5 年 2 月 6 日	-
習志野市		令和 5 年 2 月 13 日	-
八千代市		令和 5 年 2 月 8 日	-
鎌ヶ谷市		令和 5 年 2 月 2 日	-

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議(部会)

児童・障害者・高齢者の区別をせず、全ての県民を対象に福祉の総合相談や生活支援の活動を 24 時間 365 日体制で行う中核地域生活支援センターの運営に関し、運営要綱に基づき管内の関係機関と保健福祉活動の充実のための連絡調整会議を開催している。

表1-(9)-ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和 6 年 3 月 12 日(火)
場所	サンロード津田沼 6 階大会議室
内容	(1) 事業報告 ① 中核地域生活支援センター まるっと ② 習志野圏域グループホーム等支援ワーカー ③ 習志野健康福祉センター 広域専門指導員 (2) 講演「地域共生社会を目指した包括的支援の推進～事例から重層的支援体制整備事業を学ぶ～」
構成員・参加者人数	構成員：管内市の福祉関係各課、地域包括支援センター